

報道関係者 各位

令和7年11月7日

【照会先】宮崎労働局

労働基準部賃金室

室長 平元 克典

室長 補佐 木村 剛

(電話番号) 0985(38)8836

改定宮崎県最低賃金額等のラッピングバス出発式を行います

～労働局のラッピングバスが県内3地域を走ります～

宮崎労働局（局長 吉越 正幸）は、11月16日から宮崎県最低賃金が時間額1,023円（引上げ額71円）に改定されることに伴い、改定最低賃金額、賃上げ支援策等について、広く周知を図るため、ラッピングバスによる周知・広報を実施します。

つきましては、下記により、ラッピングバス出発式を行いますのでお知らせします。

記

1 日 時 令和7年11月14日（金）午前10時30分～

2 場 所 宮崎合同庁舎南側駐車場（宮崎市橘通東3丁目1番22号）

3 取材申込 ①報道機関名、②担当者職氏名、③担当者の連絡先（急遽中止になった場合等に連絡いたします）を記載の上、**11月12日（水）17時まで**に宮崎労働局賃金室（chinginshitsu-miyazakikyoku@mhlw.go.jp）あてメールにてご連絡ください。

<添付資料>

資料1 式次第

資料2 改定宮崎県最低賃金リーフレット

資料3 賃上げ支援策に関するリーフレット（厚生労働省）

資料4 価格交渉に関するリーフレット（宮崎県）

資料5 会場案内図

改定最低賃金額等のラッピングバス出発式 式次第

1 日時・会場

令和 7 年 11 月 14 日（金）10：30～11：00

①出発式：宮崎合同庁舎南側駐車場（宮崎労働局）

②質疑応答：宮崎合同庁舎 2 階共用大会議室

宮崎合同庁舎_宮崎市橘通東 3 丁目 1 番 22 号（資料 5 参照）

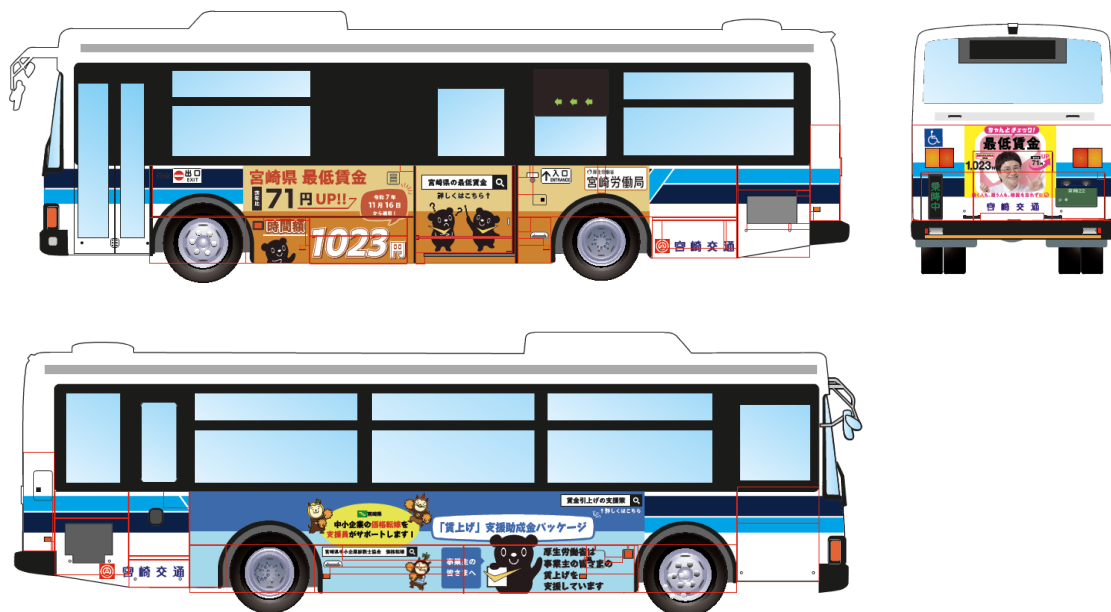
2 内容

(1) 開会あいさつ 宮崎労働局長 吉越 正幸

(2) テープカット 宮崎労働局長 吉越 正幸
 宮崎県商工観光労働部
 雇用労働政策課長 湯浅 聡
 みやざき犬（むうちゃん）

(3) 記念撮影 出席者一同

(4) 質疑応答



ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

宮崎県 最低賃金

令和 7 年
11月16日 から
時間額

1,023 円

前年比 **UP**
71 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト

最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
宮崎労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

宮崎労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	---------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

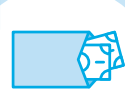
業務改善助成金 検索



1 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4



手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)

賃金引上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額（1人当たり）
3%以上4%未満の場合	4万円（2.6万円）
4%以上5%未満の場合	5万円（3.3万円）
5%以上6%未満の場合	6.5万円（4.3万円）
6%以上の場合	7万円（4.6万円）

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

（※）括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース（※1）	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円（※2）
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組（賃上げ）＋設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

（※1）建設業の場合

（※2）労働者数30人以下の場合は倍額を加算

（※3）別途団体向けのコースあり（助成上限額1,000万円）

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

- ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円～240万円)
- これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)

宮崎県内の中小企業・小規模事業者の皆様へ

価格交渉って、
どうすればいいの？

物価上昇に見合った賃上げしたいんだけど...



交渉時のトラブルが心配...

そんなお悩み、ありませんか？



わたしたち経営の専門家が、
無料でサポートします！



支援その1

具体的な支援内容を決定するにあたり、皆様の会社の現状や課題についてヒアリングを行います。

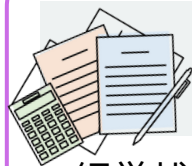


専門家が直接訪問し、皆様が抱えている「課題」や「ニーズ」等について聞き取りを行い、現状の問題点や課題解決に必要な助言・提案を行います。原価管理、環境改善、コスト管理等に関するお悩みも、ぜひお聞かせください。



※原則、訪問とさせていただきますが、オンライン面談による支援も可能です。

支援その2



価格交渉の実現に向けて必要な書類などの準備・作成に係る支援を行います



経営状況の分析を行い、その結果をもとに、現状の問題点や課題に対応した適切なアプローチ方法（良好な関係を崩さない方法）を提案いたします。

フォローアップ 支援

価格交渉が複数回に及ぶ場合など、初回価格交渉実施後のフォローアップもを行います。



事業の流れ

① 申込書の提出

② 申請内容の受付

③ 専門家の支援
(数回)

期間：数か月

④ 成果確認
支援終了

本事業は、(一社)宮崎県中小企業診断士協会が
宮崎県より委託を受けて実施している事業です。

対象者

宮崎県内の中小企業・小規模事業者(業種は問いません)で
下記の様なお悩みを抱えている方

- ・ 価格交渉をしたいが、どうすれば良いかわからない
- ・ 適正な原価管理が出来ているかどうか不安がある
- ・ 自社にあった価格転嫁の方法がわからない
- ・ 物価上昇に伴う賃上げを検討したいのでアドバイスが欲しい

■ お申込み方法 ■

方法① QRコード

- ・ 右のQRコードをスマホ等で
読み込んでお申込みください。



方法② メール・FAX

- ・ 下記の『価格転嫁相談申込書』に
記入してお送り下さい。

✉ jimu.rmc.miyazaki@gmail.com
FAX : 0985-25-0101

📍 お問い合わせ先 📍

一般社団法人 宮崎県中小企業診断士協会

〒880-0812

宮崎市高千穂通 1 丁目高千穂プラザビル3階

✉ jimu.rmc.miyazaki@gmail.com

電話 : 080-2744-2686

※お電話でのお問合せにつきましては時間帯
により出られないことがありますので、留守
電にお名前を残して頂くようお願いします。
折り返しご連絡させていただきます。

価格転嫁相談申込書

会社名	
所在地	〒
連絡担当者名	
TEL	
E-mail	

【支援内容】(詳細に記載していただけると専門家の支援がスムーズに行えます)

ラッピングバス出発式会場案内図

